

宮津市宿泊税検討委員会

第 6 回検討委員会資料

令和 8 年 8 月 5 日（水）

第6回宮津市宿泊税検討委員会

0. 第5回会議の振り返り等

【議題】

1. 導入するべき観光財源について
2. 負担のあり方について
 - (1) 税率
 - (2) 免税点
 - (3) 課税免除
 - (4) 特別徴収義務者への支援等
 - (5) まとめ
3. その他

第5回会議の振り返り

第5回会議の振り返り ～委員会でいただいた主なご意見～

1. 第2期観光戦略を踏まえた観光財源の使途について

- ①宿泊税の使途をお支払いいただいたお客様に明確にお示しして、宮津の観光を応援していただけるような取組をすることが重要
- ②他に負けない、宮津でないとできないこと、宿泊を含めて宮津で時間を過ごしてもらうような施策ができればよい。
- ③取組をしていかないといけないが今までお金がなくてなかなかできなかったことが、この宿泊税が導入されてその予算ができれば、今までできてなかったことができていく。
- ④市民生活との調和が大事である。市民の皆さんの生活に不利益な影響が出ないように、観光客を本当の意味で、喜んで受け入れるような状況になっていかないといけない。

2. 負担のあり方について（免税点、課税免除等）

- ⑤（宿泊事業者個別説明を行った結果）明確に賛成、反対という意志を示された方は非常にわずかで、どちらでもないという方が大勢の中、条件付きで賛成の方が多かったのであれば、どんな制度設計をすることが皆にとっていいのかというところに軸足を置いて検討していけばよい。
- ⑥宿泊税を導入するのであれば、さらに宿泊客を増やすことで、宿泊を伴う観光を楽しんでもらうというまちづくりの方向性を示すことが大事
- ⑦宿泊事業者の負担を考慮し、特別徴収交付金制度を設けるなど、宿泊事業者ができるだけ負担がないような仕組みづくりをされたい。
- ⑧制度としてできるだけわかりやすく、税を集めるということの負担があまり大きくならないようにすべきである。
- ⑨税の公平性という観点から免税点や課税免除は無い方がよい。これらを設けた場合、制度を複雑にし徴税コストがかかってしまう問題もある。税を集める宿泊事業者の実務が成立するかどうかにより制度のあり方が決まってくるのではないかな。
- ⑩宿泊税の導入を考える際に、入湯税の課税免除との関係性を整理する必要がある。

3. まとめ

- ⑪主に免税点・課税免除などの制度設計について議論する。

1. 導入するべき観光財源について

1. 導入すべき観光財源について①

事業者の主なご意見

◆宿泊税導入に肯定的な意見

- ①宿泊税を導入したとしても負担感を感じないと思うので、宿泊地の選択の妨げにはならない。
- ②来訪者、特に宿泊者は、ごみの排出が多いことから、宿泊税の導入は当然
- ③当施設のお客様で、入湯税もそうであるが宿泊税について文句を言われる方はいない。
- ④宿泊税でお客が減るとは思わない。
- ⑤宿泊税を導入するからといって宿泊業を廃業するということは聞いたことがない。無いに越したことはないが、導入となれば協力していくしかない。

◆宿泊税導入に懸念を示す意見

- ⑥家族での宿泊の場合、人数分宿泊税がかかるので、その影響がどの程度でるのか心配
- ⑦宿泊税だけでなく、駐車場、飲食、土産物購入などにも課税し、オール宮津で取り組むべき
- ⑧低額の宿泊料金を設定されている宿泊施設は、200円でも上乗せされると影響があるという声は聞く。人に会いに来ることや大学生が地域活動のために泊まるなど、観光に訪れる人以外も宿泊税の対象にするのかなどの意見もある。
- ⑨宿泊税の話は理解したが、手間が増えるので導入には反対
- ⑩宿泊税導入ありきで進めている印象。「本当にやるべきことにこれだけ必要だから導入する」など、みんなが納得する材料が必要
- ⑪観光客に負担を求める手法として「宿泊税」を選択することには反対。理由としては大きく2点①観光客に負担を求めるのであれば、観光客の中でも割合の少ない宿泊客から徴収することには納得いかない。②小規模事業者から大規模事業者まで一律の負担とすることは、小規模事業者からすると負担感が大きく公平ではない。
- ⑫入湯税に加え宿泊税となると客が来てくれるか、逃げてしまうのではないかと懸念がある。京都市の次はなぜ宮津市なのか。宮津市は切羽詰まっているのか。京都府全体でやるべきではないか。
- ⑬天橋立の入場税（文珠側・府中側で）をとるのが良いと思う。（地元民の見極めが難しいが）ビューランド、傘松公園でも入場税を取るのも良いのではないかと考える。

1. 導入すべき観光財源について②

宿泊税導入による宿泊者数への影響（導入団体アンケート）

【参考：導入済47団体の状況※令和8年6月30日時点】

○回答数：43団体（施行から1年以上経過団体12団体中、11団体回答）

○影響あり：0団体 0%

○影響なし：12団体 28%（1年以上経過団体は、11団体中7団体 64%）

【理由】・減少していない(4) ・アンケート結果より確認(2) ・他の要因がある(3)

・宿泊税がかかるから旅行先から除外するとはならない(1)

・宿泊税導入前のアンケート調査では、回答者の81%が宿泊税を課税したとしても宿泊地の決定に影響はないと回答しており、宿泊税の導入は宿泊者数の大きな阻害要因とはならない(1)

・全国的に拡大傾向であり、旅行者が宿泊を控えるといった直接的な影響はない。インバウンド客からも問い合わせがない(1)

○わからない：31団体 72%（1年以上経過団体は、11団体中4団体 36%）

【理由】・宿泊者数の増減は複合的な要因によるものと考えられ、宿泊税の導入による影響を分析することが困難(2)

・導入時期が新型コロナウイルス感染症の拡大期と重なったため、純粋な税導入のみによる影響を分離して評価することが困難(2)

・導入後間もないため(23) ・不明(3) ・把握していない(1)

観光財源に対する考え方

○「実施すべき観光事業」の必要性、「必要となる財源規模」を踏まえると、新たな観光財源は必要であり、これらの財源を観光客の皆様へ地方税（目的税）によりご負担いただくことは一定の合理性がある。

観光振興財源の検討プロセスと最適な税制



2. 「宿泊税」の負担のあり方について

2（1）． 税率について ～宿泊税導入団体の状況～（総務省同意62団体/令和8年6月30日時点）

税率（税額）			宿泊税導入団体	
A	一律定額制	150円	1	松本市
B		200円	25	福岡県、 <u>広島県</u> 、北九州市、常滑市、 <u>熱海市</u> 、小樽市、釧路市、北見市、 <u>網走市</u> 、 <u>仙台市</u> 、 <u>松江市</u> 、旭川市、帯広市、 <u>音更町</u> 、弘前市、岐阜市、 <u>鳥羽市</u> 、熊本市、 <u>阿智村</u> 、 <u>小清水町</u> 、宮崎市、盛岡市、 <u>稚内市</u> 、 <u>富士吉田市</u> 、 <u>富士河口湖町</u>
C		300円	2	<u>宮城県</u> 、 <u>長野県</u>
D	段階的定額制	（最低）100円～200円（最高）500円未満	3	<u>東京都</u> 、高山市、 <u>下呂市</u>
E		（最低）50円～300円（最高）500円～1,000円未満	13	<u>大阪府</u> 、 <u>北海道</u> 、 <u>金沢市</u> 、福岡市、長崎市、 <u>赤井川村</u> 、札幌市、 <u>富良野市</u> 、 <u>占冠村</u> 、 <u>新得町</u> 、 <u>留寿都村</u> 、 <u>湯河原町</u> 、 <u>軽井沢町</u>
F		（最低）100円～200円（最高）1,000円～10,000円	6	京都市、 <u>ニセコ町</u> 、函館市、 <u>那須町</u> 、 <u>白馬村</u> 、 <u>洞爺湖町</u>
G	定率制	1.2%	6	<u>石垣市</u> 、宮古島市、 <u>本部町</u> 、 <u>恩納村</u> 、 <u>北谷町</u> 、名護市
H		2.0%	1	<u>沖縄県</u>
I		3.0%	4	<u>倶知安町</u> 、苫小牧市、北広島市、山形市
J		5.0%	1	<u>野沢温泉村</u>

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、斜体：免税点設定

税率に対する考え方

- 宿泊事業者の事務負担の軽減と宿泊者の理解の得やすさの観点から簡素な制度とすることが望ましいこと、宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず一定であり、差が生じるものでないことから「一律定額制」が望ましい。
- 先行して宿泊税を導入している団体の規模や宿泊税の税率（税額）と本市とのバランスと必要となる財源規模を総合的に勘案すると1人1泊200円が望ましい。

2（2）．免税点について①

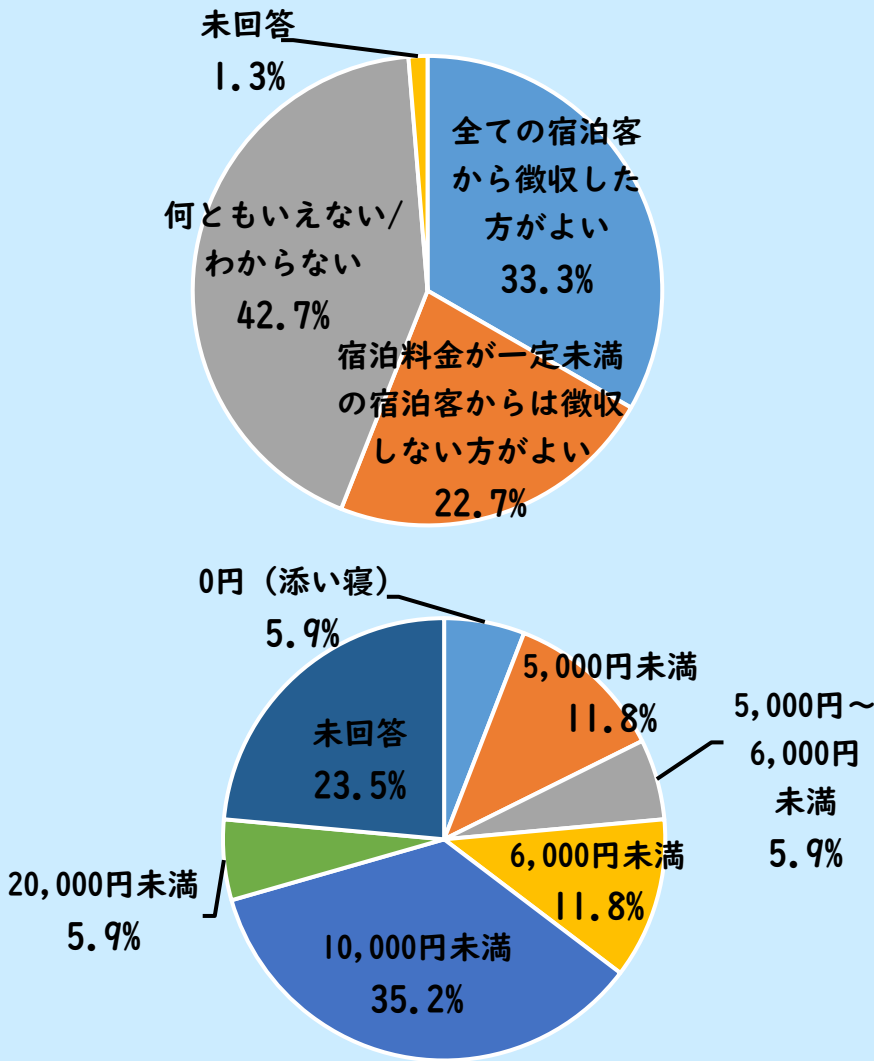
令和8年1月～6月実施の宿泊事業者アンケート結果、令和8年2月～6月の個別訪問結果から（重複分を整理）

【免税点の設定】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
宿泊料金によらず、全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい	25	33.3%	1	11	13	—
宿泊料金が一定額未満の宿泊客からは宿泊税を徴収しない方がよい	17	22.7%	1	4	11	1
何ともいえない／わからない	32	42.7%	1	7	18	6
未回答	1	1.3%	—	—	1	—
計	75	100.0%	3	22	43	7

【免税点の金額】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
0円（添い寝）	1	5.9%	1	—	—	—
5,000円未満	2	11.8%	—	—	2	—
5,000～6,000円未満	1	5.9%	—	—	1	—
6,000円未満	2	11.8%	—	1	1	—
10,000円未満	6	35.2%	—	3	2	1
20,000円未満	1	5.9%	—	—	1	—
未回答	4	23.5%	—	—	4	—
計	17	100.0%	1	4	11	1



2 (2) . 免税点について② ～宿泊税導入団体の状況～ (総務省同意62団体/令和 8 年 6 月30日時点)

免税点の設定	宿泊税導入団体	
1 万円未満	1	<u>東京都</u>
8 千円未満	1	赤井川村
6 千円未満	9	宮城県、 <u>広島県</u> 、 <u>長野県</u> 仙台市、 軽井沢町 、 阿智村 、 白馬村 、松本市、 野沢温泉村
5 千円未満	3	<u>大阪府</u> 金沢市、松江市
設定なし	48	<u>福岡県</u> 、 <u>北海道</u> 、 <u>沖縄県</u> 京都市、 倶知安町 、福岡市、北九州市、長崎市、 ニセコ町 、常滑市、 熱海市 、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、 網走市 、高山市、 下呂市 、旭川市、帯広市、函館市、 富良野市 、 音更町 、 占冠村 、弘前市、岐阜市、 鳥羽市 、熊本市、 新得町 、 留寿都村 、 那須町 、 湯河原町 、 小清水町 、 洞爺湖町 、宮崎市、 石垣市 、宮古島市、 本部町 、 恩納村 、 北谷町 、盛岡市、苫小牧市、北広島市、 稚内市 、山形市、 富士吉田市 、 富士河口湖町 、名護市、

※令和 7 年国勢調査 黒字：5 万人以上 赤字：1 万人以上 5 万人未満 青字：1 万人未満 ※下線：都道府県

免税点に対する考え方

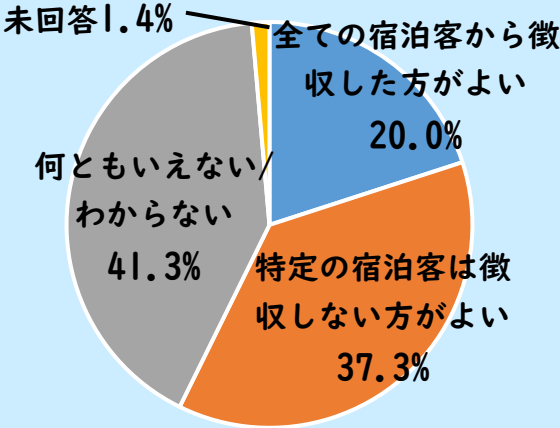
○宿泊者が享受する行政サービスは、宿泊施設の種類や宿泊料金の高低に関わらず、どの宿泊者も同様であり、宿泊税はその負担を均等に求めるものであることから、全ての宿泊施設の利用者に課税することとし、免税点は設けないことが望ましい。

2（3）．課税免除について①

令和8年1月～6月実施の宿泊事業者アンケート結果、令和8年2月～6月の個別訪問結果から（重複分を整理）

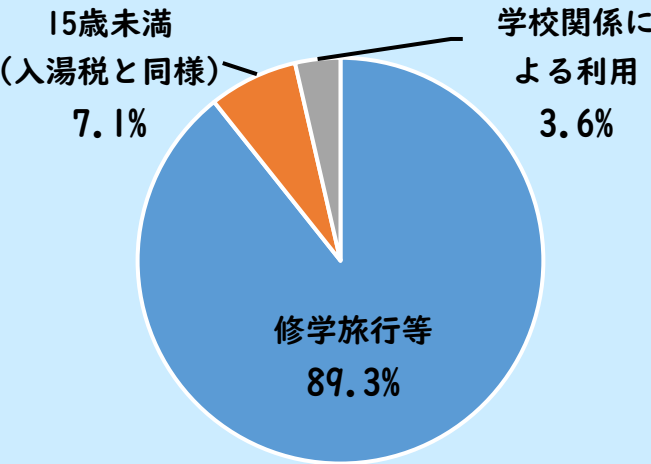
【課税免除の設定】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
全ての宿泊客から宿泊税を徴収した方がよい	15	20.0%	1	7	7	—
修学旅行等の特定の宿泊客は宿泊税を徴収しない方がよい	28	37.3%	2	10	13	3
何ともいえない／わからない	31	41.3%	—	5	23	3
未回答	1	1.4%	—	—	—	1
計	75	100.0%	3	19	36	6



【課税免除の対象者】

区分	全体	割合	内訳			
			ホテル	旅館	簡易宿所	民泊
修学旅行等	25	89.3%	2	9	11	3
15歳未満（入湯税と同様）	2	7.1%	—	1	1	—
学校関係による利用	1	3.6%	—	—	1	—
計	28	100.0%	2	10	13	3



2 (3) . 課税免除について② ～宿泊税導入団体の状況～ (総務省同意62団体/令和8年6月30日時点)

	課税免除の要件 (パターン化)		宿泊税導入団体	備考
A	①修学旅行、学校行事 ②保育所、幼保連携型認定こども園行事	29	<u>宮城県</u> 、 <u>北海道</u> 、 <u>長野県</u> 京都市、 <u>倶知安町</u> 、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、 <u>網走市</u> 、 <u>仙台市</u> 、旭川市、帯広市、函館市、 <u>富良野市</u> 、 <u>音更町</u> 、 <u>占冠村</u> 、弘前市、 <u>新得町</u> 、 <u>留寿都村</u> 、 <u>軽井沢町</u> 、 <u>阿智村</u> 、 <u>白馬村</u> 、 <u>小清水町</u> 、松本市、 <u>野沢温泉村</u> 、 <u>苫小牧市</u> 、北広島市、 <u>稚内市</u>	
B	①修学旅行、学校行事	15	<u>広島県</u> 、 <u>沖縄県</u> 長崎市、 <u>ニセコ町</u> 、 <u>赤井川村</u> 、松江市、 <u>石垣市</u> 、宮古島市、 <u>本部町</u> 、 <u>恩納村</u> 、 <u>北谷町</u> 、山形市、 <u>富士吉田市</u> 、 <u>富士河口湖町</u> 、名護市	
C	①年齢 ②修学旅行、学校行事 ③保育所、幼保連携型認定こども園行事	1	<u>洞爺湖町</u>	入湯税と整合
D	①年齢 ②修学旅行、学校行事	6	<u>熱海市</u> 、高山市、 <u>下呂市</u> 、岐阜市、 <u>那須町</u> 、 <u>湯河原町</u>	入湯税と整合
E	課税免除なし	11	<u>東京都</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>福岡県</u> <u>金沢市</u> 、福岡市、北九州市、常滑市、 <u>鳥羽市</u> 、熊本市、宮崎市、盛岡市	

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、斜体：免税点設定

2 (3) . 課税免除について③ ～宿泊税導入団体の状況～ (総務省同意62団体/令和8年6月30日時点)

その他特徴的な課税免除要件

	課税免除の要件		宿泊税導入団体	備考
①	・ 災害等による避難としての宿泊	2	熱海市、湯河原町	
②	・ 不登校児童生徒等を対象とし、教育の目的で主催する行事における宿泊	6	<u>長野県</u> 軽井沢町、阿智村、白馬村、松本市、野沢温泉村	
③	・ 日本中学校体育連盟の主催する大会に参加するための宿泊	6	<u>沖縄県</u> 石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町	

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、*斜体*：免税点設定

2（3）．課税免除について④ ～入湯税との関係性による比較検討～

宮津市の入湯税課税免除の要件

- (1) 年齢15歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行を目的とする中学校及び高等学校の団体客

入湯税と宿泊税の課税免除要件における比較

旅館業法、住宅宿泊事業法により宿泊者名簿を備え付けることとされており、記載事項は氏名、住所等であり、京都府条例によりそれぞれ年齢も記載が必要となっている。

	入湯税	宿泊税	宿泊者	入湯税＋宿泊税事業者（32）	宿泊税のみの事業者（82）	課税免除設定における考え方
A	15歳未満 修学旅行	15歳未満 修学旅行	○整合性があり 納得度は高い	○整合性があり 煩雑さが少ない	△年齢等により課税 を判断する必要がある	○入湯税と宿泊税との整合性を図り、入湯税の特別徴収義務者の煩雑さを軽減するため、宿泊税の課税免除要件を入湯税と同様とする。
B	15歳未満 修学旅行	－	△非整合であり 納得度は低い	△非整合であり 煩雑さがある	○現行どおり年齢等 により課税を判断する 必要がない	○法定税である入湯税は政策的配慮により課税免除要件を設けているが、宿泊者全員に広く負担をお願いする観点より、宿泊税の課税免除規定は設けない。

2 (3) . 課税免除について⑤ ～税額への影響～

課税免除による税額への影響

税率	宿泊者数	税込	課税免除した場合の税収減		
			15歳未満 ②	修学旅行生 ③	15歳未満②+ 修学旅行生③
1人1泊につき200円	約80万人	1億6,000万円①	800万円	0円	800万円
			↓	↓	↓
課税免除後の税込			1億5,200万円	1億6,000万円	1億5,200万円

【積算方法】

② = ① × ④ = 800万円 ※入湯客数割合を参照して積算

【参考：入湯税の課税免除の状況】

令和7年度（R7.3～R8.2）課税免除の入湯客数に占める割合

- ・ 15歳未満 4.1% ⇒ 5.0%…④
- ・ 修学旅行生 0%

課税免除に対する考え方

○次代を担う青少年を課税免除とすることは、将来のリピーター、宮津市ファンの獲得に繋がり、持続可能な観光まちづくりに資するものとなり得ること、また、入湯税に合わせることで宿泊事業者の円滑な制度の運用が可能となることから、
15歳未満及び修学旅行等を課税免除要件とすることが望ましい。

2（4）． 特別徴収義務者への支援等① ～宿泊税導入団体の状況～（総務省同意55団体/令和8年6月30日時点）

	交付率	宿泊税導入団体	
A	2.5%	42	<u>東京都、大阪府、福岡県、宮城県、広島県、北海道、長野県、沖縄県</u> 京都市、金沢市、 倶知安町 、福岡市、北九州市、長崎市、 熱海市 、 赤井川村 、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、 網走市 、仙台市、松江市、旭川市、 占冠村 、岐阜市、 鳥羽市 、 留寿都村 、 軽井沢町 、 阿智村 、 白馬村 、 小清水町 、 洞爺湖町 、松本市、 野沢温泉村 、 宮崎市 、 石垣市 、宮古島市、 本部町 、 恩納村 、 北谷町 、 盛岡市
B	3.0%	5	高山市、 下呂市 、 富良野市 、 那須町 、 湯河原町
C	3.5%	1	弘前市
D	4.0%	1	<i>熊本市</i>
E	5.0%	2	ニセコ町 、函館市
F	6.0%	1	<i>常滑市</i>
G	なし	3	帯広市、 音更町 、 新得町

※令和7年国勢調査 黒字：5万人以上 赤字：1万人以上5万人未満 青字：1万人未満 ※下線：都道府県、*斜体*：課税免除設定

事業者の主なご意見

- ◆特別徴収交付金制度及びシステム改修費支援について
 - 特段の意見なし
- ◆宿泊税の周知について
 - ①何のために導入するのか、何に使っているのかを明確にしたリーフレットを作成されたい。
 - ②チェックアウト時のトラブルを避けるための「旅前（予約時）」にお客様が理解できるような対策をしてほしい。
 - ③HPに掲載できるような宿泊税の使い道を明示したバナー等を配布してほしい。
 - ④周知については、ポスターよりウェットティッシュなどの実用的な説明書きのノベルティがあれば望ましい。
 - ⑤お客様に口頭で説明するのは大変なため、QRコードで詳細が見られるリーフレットやバナーなど、「これを見てください」と言えるツールの提供を求める。

2（4）．特別徴収義務者への支援等②

事業者の主なご意見

◆その他のご意見

- ①宿泊税を導入するとなると申告納付に負担を感じるので、申告納付を電子化するなど、手間が増えないような仕組みとされたい。
- ②Airbnb等、ネット予約・決済が主流の宿では、現地で200円だけを現金で受け取るのは非常に手間がかかり、顧客満足度を下げかねない。
- ③現状、民泊の実績報告だけでも多い中で負担が増える。宿泊税を導入するとなると、申告納付に負担を感じる。
- ④入湯税でも申告・納付が手間である。集計が大変で、ほぼアナログでやっている。
- ⑤宿泊税を徴収するのに手間がかかると聞く。外国のサイトを使用しており、宿泊税等の内訳を表示する欄がそもそもない。システム改修は必要ないと思うが、実際にどのように徴収しているか、非接触型の宿泊施設もどう徴収しているのか教えてほしい。
- ⑥「翌月納付」というルールになった場合、後納（クレジットカード決済やエージェント経由の入金が2か月程度遅れる場合がある）がほとんどなので、翌月納付は困難
- ⑦宿泊料金の受領はすべてキャッシュレス（省人化）であるため、宿泊税の納入もキャッシュレスを希望

特別徴収義務者への支援等に対する考え方

- 特別徴収義務者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行うことが望ましい。
- 周知については、宿泊事業者の負担を軽減しながら宿泊客の理解を得るため、宿泊事業者及び宿泊客向けに理解促進の取り組みを行うことが望ましい。

2（4）．特別徴収義務者への支援等③ ～参考～

非接触受付やネット予約の際の徴収方法

【熱海市宿泊税に係るQ&Aより】

Q) 宿泊税の徴収方法を教えてください。

A) 特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。徴収しやすい方法を選択してください。

①現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。

Q) ネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

A) 特別徴収の方法については、具体的には規定しておりません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。

Q) キャッシュレス手数料は宿泊事業者が負担しなければいけませんか。

A) 宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくことになります。

※京都市、松江市、鳥羽市等も同様に事業者に任せている。

2 (5) . まとめ

宿泊税を導入する場合の課税要件等の制度（案）

- 課税客体 : 宮津市に所在する宿泊施設（民泊施設含む。）への宿泊行為
- 納税義務者 : 宿泊施設への宿泊者
- 課税標準 : 宿泊施設への宿泊数
- 徴収方法 : 特別徴収
- 特別徴収義務者 : 宿泊事業者等
 - ※特別徴収交付金制度を導入し、導入初期における支援として、交付金の上乗せ若しくはシステム改修費への支援を行う
- 申告期限 : 毎月期日までに前月の初日から末日までの間の分を申告・納入する
 - ※一定の要件を満たす場合は、3 か月ごとに申告納付が可能
- 税率 : 一律定額制 1 人 1 泊につき200円
- 免税点 : 設けない
- 課税免除 : 15歳未満及び修学旅行等を課税免除要件とする
- 課税期間（見直し期間） : 条例施行後 3 年、その後は 5 年ごとに見直す
- 入湯税税率 : 入湯税税率の改正は行わない